

新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第24号

新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則（平成21年新潟県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>条例別表第7</u>所掌事務の欄第1号の規則で定める事務）</p> <p>第2条 <u>条例別表第7</u>所掌事務の欄第1号の規則で定める事務は、新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）第12条第2項に規定する農業振興部農業企画課及び生産振興課の分掌事務（農業振興地域の整備に関する事項を除く。）とする。</p> <p>（<u>条例別表第10</u>所掌事務の欄第4号の規則で定める事務）</p> <p>第3条 <u>条例別表第10</u>所掌事務の欄第4号の規則で定める事務は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業以外の事業に係る事務であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>（<u>条例別表第8</u>所掌事務の欄第1号の規則で定める事務）</p> <p>第2条 <u>条例別表第8</u>所掌事務の欄第1号の規則で定める事務は、新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）第12条第2項に規定する農業振興部農業企画課及び生産振興課の分掌事務（農業振興地域の整備に関する事項を除く。）とする。</p> <p>（<u>条例別表第9</u>所掌事務の欄第4号の規則で定める事務）</p> <p>第3条 <u>条例別表第9</u>所掌事務の欄第4号の規則で定める事務は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業以外の事業に係る事務であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。